

船舶安全法施行規則及び船舶自動化設備特殊規則の一部を改正する省令案に  
関する意見募集結果について

令和7年5月30日  
国土交通省  
海事局安全政策課

国土交通省では、令和7年4月9日から令和7年5月8日までの期間、船舶安全法施行規則及び船舶自動化設備特殊規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集した結果、1件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので公表致します。

今回の意見募集にあたり、ご協力いただきました方々へ厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○意見募集の結果（1件）

ご意見の概要	国土交通省の考え方
特に意義なしと思料いたします。	御意見ありがとうございます。

なお、改正案について、実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を行いました。

<問合せ先>

国土交通省海事局安全政策課  
電話：03-5253-8111（内線43-565）